

## 令和4年度恵庭市教育委員会会議(7月定例会)会議録

日 時	令和4年7月1日(金) 開会 17時30分 閉会 18時10分																						
会 場	市民会館 第1会議室																						
出席委員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">教育長</td> <td style="width: 50%;">岩 淵 隆</td> </tr> <tr> <td>教育長職務代理者</td> <td>土 谷 秀樹</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>尾 形 直子(欠席)</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>福 屋 栄人</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>白 崎 亜紀子</td> </tr> </table>	教育長	岩 淵 隆	教育長職務代理者	土 谷 秀樹	委 員	尾 形 直子(欠席)	委 員	福 屋 栄人	委 員	白 崎 亜紀子												
教育長	岩 淵 隆																						
教育長職務代理者	土 谷 秀樹																						
委 員	尾 形 直子(欠席)																						
委 員	福 屋 栄人																						
委 員	白 崎 亜紀子																						
会議出席者	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">教育部長</td> <td style="width: 50%;">竹 内 春実</td> </tr> <tr> <td>教育部次長</td> <td>大 嶋 克幸</td> </tr> <tr> <td>教育総務課長</td> <td>早 川 剛志</td> </tr> <tr> <td>教育支援課長</td> <td>藤 本 恵美子</td> </tr> <tr> <td>学校給食センター長</td> <td>加 藤 孝行</td> </tr> <tr> <td>社会教育課長</td> <td>黒 氏 優子</td> </tr> <tr> <td>読書推進課長</td> <td>岩 崎 春恵</td> </tr> <tr> <td>郷土資料館長</td> <td>高 橋 光男</td> </tr> <tr> <td>教育施設課長</td> <td>堀 越 拓也</td> </tr> <tr> <td>教育総務課学力向上アドバイザー</td> <td>木 村 博子</td> </tr> <tr> <td>教育総務課主査</td> <td>柴 田 慎一</td> </tr> </table>	教育部長	竹 内 春実	教育部次長	大 嶋 克幸	教育総務課長	早 川 剛志	教育支援課長	藤 本 恵美子	学校給食センター長	加 藤 孝行	社会教育課長	黒 氏 優子	読書推進課長	岩 崎 春恵	郷土資料館長	高 橋 光男	教育施設課長	堀 越 拓也	教育総務課学力向上アドバイザー	木 村 博子	教育総務課主査	柴 田 慎一
教育部長	竹 内 春実																						
教育部次長	大 嶋 克幸																						
教育総務課長	早 川 剛志																						
教育支援課長	藤 本 恵美子																						
学校給食センター長	加 藤 孝行																						
社会教育課長	黒 氏 優子																						
読書推進課長	岩 崎 春恵																						
郷土資料館長	高 橋 光男																						
教育施設課長	堀 越 拓也																						
教育総務課学力向上アドバイザー	木 村 博子																						
教育総務課主査	柴 田 慎一																						
議題及び議事の概要	別紙のとおり																						
会議の傍聴を許可された者	なし																						
議事録署名委員	土 谷 秀樹																						

## 令和4年度恵庭市教育委員会会議(7月定例会)結果表

令和4年7月1日(金) 17時30分開会

18時10分閉会

会場:市民会館第1会議室

事案番号	件名	議決結果
議案第1号	恵庭市立恵庭小学校 学校運営協議会委員の変更について	原案可決
議案第2号	恵庭市民会館条例施行規則の一部改正について	原案可決
議案第3号	恵庭市地区会館条例施行規則の一部改正について	原案可決
報告第1号	第2回定例会一般質問要旨	報告済

### ○会議出席者

岩淵教育長

教育委員:土谷委員、福屋委員、白崎委員

事務局 :竹内教育部長、大嶋教育部次長、早川教育総務課長、藤本教育支援課長、加藤学校給食センター長、黒氏社会教育課長、岩崎読書推進課長、高橋郷土資料館長、堀越教育施設課長、木村教育総務課学力向上アドバイザー、柴田教育総務課主査

# 議 事 録

開会 17時30分

- 教 育 長            只今より教育委員会を開催いたします。初めに日程1、議事録署名委員の指名について事務局をお願いします。
- 事 務 局            今回会議の議事録署名委員は、土谷委員をお願いします。
- 教 育 長            よろしいでしょうか。
- 委 員            ( 承認 )
- 次に日程2、前回会議録の承認について事務局をお願いします。
- ( 事務局から前回の議事録について報告 )
- ただいまの記録のとおり承認するということによろしいですか。
- 各 委 員            ( はいの声 )
- 教 育 長            続いて日程3、議案に入ります。  
                      議案第1号、恵庭市立恵庭小学校 学校運営協議会委員の変更について、事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局            議案第1号 恵庭市立恵庭小学校 学校運営協議会委員の変更について、説明いたします。  
                      2ページの「議案1」をご覧ください。  
                      恵庭小学校 学校運営協議会委員は、令和5年3月31日までの任期で委員を委嘱しておりますが、校長の人事異動に伴い、委員1名の変更について、このとおり推薦がありましたことから、委員の選任につきまして、原案のとおり議決賜りますようお願い申し上げます。  
                      なお、年度替わりの任期満了に伴う委員の選任や、人事異動等に伴う委員の変更の推薦は、これで全校終了となります。
- 教 育 長            議案第1号について、ご質疑等がございますか。
- 各 委 員            ( なしの声 )
- 教 育 長            お諮りいたします、議案第1号について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

各 委 員 ( はいの声 )

教 育 長 議案第1号については、原案のとおりとします。  
以上で議案第1号について終了いたします。

それでは、議案第2号に進みます。

議案第2号は恵庭市民会館条例施行規則の一部改正についてです。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第2号の恵庭市民会館条例施行規則の一部改正について、ご説明させていただきます。

4ページをご覧ください。

恵庭市民会館条例施行規則の一部改正につきまして、行政手続きの押印廃止に伴い、市民会館の使用許可申請書の担当課長欄の印について省略することができることに伴い、印の文字を廃止しております。

よろしくご審議の上、原案のとおり議決賜りますようお願い申し上げます。

教 育 長 議案第2号について、ご質疑等がございますか。

各 委 員 ( なしの声 )

教 育 長 お諮りいたします、議案第2号について原案のとおりでよろしいでしょうか。

各 委 員 ( はいの声 )

教 育 長 議案第2号については、原案のとおりとします。  
以上で議案第2号について終了いたします。

次に、議案第3号は、恵庭市地区会館条例施行規則の一部改正についてです。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第3号の恵庭市地区会館条例施行規則の一部改正について、ご説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

恵庭市地区会館条例施行規則の一部改正につきましては、行政手続きの押印廃止に伴い、市民会館と同じく地区会館の使用許可申請書の担当課長欄の印について省略することができることに伴い、印の文字を廃止しております。

よろしくご審議の上、原案のとおり議決賜りますようお願い申し上げます。

教 育 長

議案第3号について、ご質疑等はございますか。

各 委 員

( なしの声 )

教 育 長

お諮りいたします、議案第3号について原案のとおりでよろしいでしょうか。

各 委 員

( はいの声 )

教 育 長

議案第3号については、原案のとおりとします。  
以上で議案第3号について終了いたします。

教 育 長

続いて日程4、報告に入ります。

報告第1号は 第2回定例会一般質問要旨についてです。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

日程4報告(1)令和4年第2回定例会一般質問要旨について、報告させていただきます。

第2回定例会は6月6日に開会し、6月22日までの17日間を会期として開催されました。その間、6月9日から3日間で12名の議員が一般質問を行い、そのうち教育委員会関連の質問がありました4名の議員の答弁要旨について報告をさせていただきます。

資料は議案報告事項の1ページをご覧ください。

はじめに、一般質問の初日、6月9日民主・春風の会の武藤議員から、教育行政について4点の質問がありました。

1点目は読書活動の現状についての質問です。答弁であります。「小学校における朝読の効果の評価についてお答えいたします。読書は、言葉や知識を学び、感性を磨き、創造力やコミュニケーションを養い、生きる力を育むものと考えております。小学校の朝読は、授業の始まる前の10分間、教室にいる全員が心静かに本に集中し、気持ちが落ち着いた状態で授業に臨むことで集中力が高まり、落ち着いて一日を過ごすことができるものと評価しております」と答弁しております。

2点目は、令和3年度全国学力・学習状況等調査についての質問です。答弁であります「令和3年度の全国学力・学習状況調査についてお答えいたします。全国学力・学習状況調査は、教育に関する継続的な検証改善サイクルの確立を目的に、小学校6年生及び中学校3年生を対象として実施しており、令和3年度は小学校6年生が国語、算数の2教科、中学校3年生が国語、数学の2教科、更には児童生徒質問紙や学校質問紙での調査について、令和3年5月27日に市内全小中学校で実施いたしました。各教科の平均正答率は、全国との比較では小学校6年生の算数が「やや下回り」でしたが、その他は「ほぼ同程度」、また全道との比較では、中学校3年生の数学が「やや上回り」でしたが、その他は「ほぼ同程度」であり、全体的には、全国・全道平均と大きな差が見られない結果となっております」と答弁しております。

次に2ページをご覧ください。武藤議員の3点目の質問です。令和3年度全国体力・運動能力・運動習慣等調査についての質問です。答弁でございますが「令和3年度の全国体力・運動能力・運動習慣等調査結果について、お答えいたします。全国体力・運動能力、運動習慣等調査は、児童生徒の体力・運動能力などを分析し、継続的な検証改善サイクルの確立を図るため、小学校5年生・中学校2年生ともに8種目、更に児童生徒質問紙及び学校質問紙での調査について、令和3年4月から7月までの期間、市内全小中学校で実施いたしました。体力合計点では、小学校5年生は男女とも全国・全道平均値と「ほぼ同程度」であり、中学校2年生は女子が全国平均値を「やや下回り」ましたが、その他は全国・全道平均値と「ほぼ同程度」であったとあります」と答弁しております。

武藤議員の4点目の質問は、新型コロナウイルス感染症についての質問です。答弁でございますが「新型コロナウイルス感染症が学校教育現場にもたらしている影響についてお答えいたします。小中学校では、新型コロナウイルス感染症対策として、3密を避け、学校内の換気、マスク着用、手洗い・消毒・検温を行うとともに、学習内容や活動内容を工夫しながら、教育活動を進めております。コロナ禍における影響といたしましては、感染症対策を講じて、なお感染リスクの高い学習活動につきまして、現在も実施方法を慎重に検討しながら行っていることや、学校行事は学年を分散して実施したり、保護者の参観人数を制限したりしながら、工夫して行うことが必要となっております。また、学級閉鎖となった際の欠席した児童生徒への対応や、授業時数の確保、更には換気や消毒作業を行う教職員の負担などが、学校教育現場に影響をもたらしていると捉えております」と答弁しております。

続きまして3ページをご覧ください。武藤議員と同日の6月9日、市民と歩む無党派ネットワーク新岡議員から2点の質問がありました。

1点目は、公共施設の利便性向上についての質問でございます。答弁でございますが「市民会館と地区会館、公民館の時間単位での貸出を導入する場合の課題についてお答えいたします。現在、市民会館等では午前、午後、夜間、全日といった料金区分としており、時間単位での貸出は実施していないところであります。時間単位の貸出を導入する場合の課題といたしましては、貸出システムの更新や、指定管理者との契約の変更、利用時間の設定等や、大ホール及び中ホールに関しましては冷暖房や音響機器等の設備準備に時間を要するため、細かい時間設定が困難であるといった点が課題であると考えております」と答弁しております。

続きまして、4ページをご覧ください。新岡議員の2点目の質問です。子どものマスク着用についての質問です。答弁でございますが「市教委としての子どものマスク着用に対する考え方についてお答えいたします。学校教育活動においては、児童生徒の感染拡大防止の観点から、文部科学省が示す衛生管理マニュアルに基づき、身体的距離が十分に確保できないときは、マスクを着用するよう指導しております。その中で、学校生活においてもマスク着用の必要がない場合について示されており、十分な身体的距離が確保できる場合や、熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合、体育の授業などでは、マスクの着用は必要ないとしております。更には登下校時におきましても、熱中症のおそれがあり、屋外で人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外すように指導することとしております。今回、国の基本的対処

方針が変更されたことで、衛生管理マニュアルの取扱いが変更されるものではありませんが、改めて児童生徒や保護者に対する指導や説明の参考とするよう、学校生活におけるマスク着用の考え方につきまして、本年5月に北海道教育委員会から通知があり、市教委といたしまして、改めてマスク着用の考え方について、全小中学校に通知したところであります。今後も、児童生徒の健康を守ることを第一に考え、感染症対策を徹底しながら、学校教育活動を進めて参ります」と答弁しております。

続きまして5ページをご覧ください。6月10日、自民党清和会の宮議員からの質問です。部活動の在り方について、4点の質問がありました。

1点目の答弁であります。「部活動の在り方に関する、生徒のニーズを踏まえた環境の整備について、お答えいたします。部活動の在り方に関する検討と取組の状況についてであります。本方針の策定後、各中学校は部活動方針を策定し、これに基づき部活動の運営や指導を行っているとともに、部活動ごとに策定した活動計画に基づき、教職員や生徒の負担が過度にならないよう配慮し、効率的で効果的な部活動の運営に努めております。また、部活動は教職員が顧問となり指導しておりますが、令和4年度は部活動指導員を3校に配置するとともに、保護者や地域の方によるボランティアの外部指導者の支援を受けるなど、教職員の負担軽減に努め、部活動を行うことができる環境を整備しております」と答弁しております。

2点目の答弁であります。「合同部活動の検討と取組の状況であります。部活動を行うには人数が不足し、1校では大会に参加することができない種目においては、他の中学校と合同で部活動を行っております」と答弁しております。

続きまして6ページをご覧ください。3点目の答弁ですが「地域における持続可能なスポーツや芸術文化等の活動のための環境整備の検討と取組の状況についてであります。ボランティアの外部指導者など、地域の方々にもご協力をいただきながら、学校や生徒のニーズに応じた部活動の運営を行っており、令和3年度には地域と協働・融合した部活動の在り方について、総合型地域スポーツクラブと情報共有や意見交換を行ったところであります」と答弁しております。

4点目の答弁です。「部活動の段階的な地域移行のスケジュールについてであります。令和4年度は、恵庭市体育協会や市内の総合型地域スポーツクラブなどと連携して、試行的に部活動を指導していただく取組や、意見交換を行いながら、部活動の段階的な地域移行について検討して参りたいと考えております。また、恵庭市学力・体力向上推進会議でも情報共有を行い、効果的な施策について意見をいただくとともに、国の検討会議の提言や道教委からの指導等を参考に、令和5年度以降の進め方について検討して参りたいと考えております」と答弁しております。

次に7ページです。6月10日、自民党清和会早坂議員からの質問です。不登校対策について、3点の質問がありました。

まず、1点目の答弁であります。「市内全校の児童・生徒数の推移についてであります。いずれの年度も5月1日現在で、令和元年度は5,698人、令和2年度は5,717人、令和3年度は5,690人で、ほぼ横ばい傾向にあります」と答弁しております。

2点目の答弁であります。「不登校の児童・生徒数の推移と不登校の要因となる近年の傾向についてであります。不登校の児童・生徒数につきましては、令和元

年度が101人、令和2年度が134人、令和3年度が169人となっており、これまでで最も多い状況となっております。また、不登校の要因となる近年の傾向は、小学校、中学校共に「無気力、不安」が最も高い割合を示しており、小学校では、令和元年度が62.5%、令和2年度が32.4%、令和3年度が84%となっており、中学校では、令和元年度が75.3%、令和2年度が71%、令和3年度が87.4%となっております。不登校に至った直接的なきっかけは友人関係や家庭環境など様々ありますが、不登校の状態が継続することで、時間の経過とともに要因は変化し、学習の遅れや、生活リズムの乱れなどの要因も加わることで解消できずに増加しているものと分析しております」と答弁しております。

3点目の答弁であります。「適応指導教室「ふれあいルーム」の現状と課題についてであります。1日当たりの利用人数の平均は、令和元年度が6.7人、令和2年度が10.7人、令和3年度が12.3人と年々増加しており、このまま増え続けますと施設の狭隘化や、児童生徒一人ひとりの学力の定着等を目指した指導が短くなる等、十分な支援が行き届かなくなることが課題となると考えております」と答弁しております。

最後にもう一点、資料は添付していませんが、自民党恵義会の川股議員から、ロシアによるウクライナ侵攻に伴う原油価格の高騰や、物価高騰に伴う市民の負担の軽減等、子育て世帯の方々への対策についてお伺いしますということで、子ども未来部に質問がありました。子ども未来部では子育て世帯の負担を増やすことなく、教育保育施設の給食の栄養バランス及び摂取量の維持、安全安心な給食を提供できるよう進めてまいりますということで答弁しましたが、そのあと再質問で教育部に質問があり「幼稚園、保育園等における考え方はわかりましたが、一方、小中学校においても給食食材の高騰の影響等が考えられますが、どのような対応をとられるのかお伺いします」ということで再質問がありまして、教育部からは「学校給食の食材につきましては、幼稚園などと同様に感染症の長期化などの影響により食材費が高騰しており学校給食における栄養のバランスや摂取量の維持及び保護者の負担増が懸念されることから安全安心でおいしい学校給食の提供を行うため、地方創生臨時交付金の活用を想定し、食材高騰に対する支援策として検討しております」ということで答弁しております。

教 育 長

報告第1号 第2回定例会一般質問要旨について、ご質疑等はございますか。

委 員

いま、陽性者が出た時の、学級閉鎖の日数の考え方というのはどうなっているのでしょうか。

事 務 局

学級閉鎖にする考え方ですが、まず学級で陽性者や風邪症状が2人以上いるということ、その場合に通知では最終接触日の翌日から5日程度、学級を閉鎖するという基本的な考え方をもって閉鎖しています。これについては各学校の学校医と相談したうえで閉鎖期間を決定しております。

委 員

2日くらい学級閉鎖とかあったときも公表されているが、それはその前段を踏まえ

て学級閉鎖が2日くらいになっているということでしょうか。

事務局 金曜日が最終接触日で、土日を挟んで月曜日から残りの日数を閉鎖ということもあります。陽性になった子どもが何日まで登校していたか、何日か休んでいて、そこを差し引いたその後の日数を閉鎖日数とするなど、5日間を基本として最終接触日などの状況で閉鎖日数を検討しています。

委員 報告の最後に不登校の話がありましたが、何日以上休むと不登校扱いとするというような基準はあるのでしょうか。

事務局 文科省の規定では、年間30日、月3日くらい休めば不登校扱いとなり、これは連続、単発問わず不登校扱いとなります。

委員 コロナのことにも関連するのですが、学校側としては「ちょっと体調悪かったら無理してこないでいいよ」ということが、今こういう状況の中であって、比較的容易に休みやすい環境になってしまって「休んでもいいんだ」というような心理が働くのではないかなと思います。いま恵庭全体で平均すると何%の欠席率なのでしょう。学校訪問にいったときに「こんなに休んでいるのか」と驚くことがありました。

事務局 問題行動等調査という不登校の調査と併せて行っている調査では、コロナ回避による欠席者数は市内小学校で26人、市内中学校で13人、市内全体で39人という結果が出ています。

委員 マスクの着用についてですが、いま体育の授業で外している学校も多いと思うのですが、条件が整っていれば教室の中でも外せるということなのでしょう。

事務局 屋内の場合は身体的距離2m以上の間隔をとり、会話を行わなければ屋内でも外すことができるという基準になっています。教室で授業中になかなかそこまで基準をクリアできるのか、というところはあると思います。

委員 先日の学校訪問では、外でもマスクをしている子が多い授業がありました。これから暑くなるのを考えると、そこもあわせて細かく指導があればいいと思います。

事務局 学校訪問の際、外でマスクをしている様子は私も確認し、先生にその場で聞きました。マスクを外すよう指導はしているということでしたが、その日はそれほど暑くなく熱中症の恐れがなかったことと、各生徒の判断ということもあって、マスクをしている子どもがいるということでした。これから気温が高くなってくれば、当然熱中症対策が重要となってきますので、マスクを外すことについて注意してみていくことになると思います。

委員 マスクについてですが、子どもたち自身が熱中症の恐れについて判断することは

なかなか難しいと思います。学校として「今日はマスクを外して帰っていいよ」とかそういう指導はできるのでしょうか。

事務局

登下校時は、マスクは外すよう通知で示されています。その場合も、近距離での会話は控えるように指導することが必要になってきます。

委員

外だと、地域の方が「子どもがマスクを外して歩いている」と学校に電話を掛けるようなことが起きてしまいます。学校のそういう情報、子どもたちにどのような指導をしているのかということについて、町内会に発信していくことも必要かなと思います。

事務局

まさしくご指摘のとおりです。保護者や地域の方にも、マスクを外していい場面など、きちんと周知をしなければならないので、各学校に通知する際は、地域にも理解をとということでチラシを配っていますし、PTAの会議ですとか学校運営協議会の会議でもこれから周知をしていったり、市のHPで教育長からのメッセージということで、こういう場面ではマスクを外すという指導をしていますというものを、掲載する準備を進めているところです。

教育長

その他なければ、以上で、報告第1号について終了いたします。

日程5、その他について事務局お願いします。

(事務局から次回の日程確認)

その他、何かありますか。

事務局

マスクの着用について、只今委員の皆さんからご質問があり、事務局より説明しましたが、教育長のコメントを市のHPに掲載して、市民の皆様にも見てもらおうということで、今日教育長の決裁が終わっております。まだHPでは公開していませんが、用意はできておりますので、会議後、教育委員の皆さんに見て頂きたいと思います。終わりましたら少しお時間をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

教育長

初期の頃はマスクをつけない子、つけられない子が話題になりましたが、今度は逆にマスクを外せない子どもがいるものですから、思春期にさしかかっているいろいろな子がいることに対して、何かしてあげられないかということです。

以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。

終了